

独立行政法人日本スポーツ振興センター平成30年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）の中期計画に基づく、平成30年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項

JSCは、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、JSCが長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた、安心感や満足度の高いサービスを提供する。

さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。

(1) 保有する大規模スポーツ施設（耐震改修等工事のために休業中の国立代々木競技場第一体育館及び第二体育館を除く。）について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供する。

(2) 施設ごとの利用状況に応じて、年2回程度行うアンケート調査及びヒアリング等を通じて得られた施設利用者のニーズを踏まえ必要な改善策を検討し、計画的に実施することによりサービスの向上を図る。

また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービス提供に活用する。

(3) 新国立競技場の2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）決定）に基づき、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、民間のノウハウと創意工夫が最大限活用できるセッション事業の導入可能性調査・マーケットサウンディング等を行う。また、当該検討の過程においては、適時に、ワーキングチームに報告を行う。

- (4) アンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上で、スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討する。
- (5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、以下の取組により、機能や役割など今後の在り方について検討及び所蔵資料等の整理を行う。
- ① 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、法人内のプロジェクトチーム及び外部のアドバイザーによる検討内容を踏まえ、平成 30 年度中に機能や役割など今後の在り方について検討を行い、具体的な取組を進める。
 - ② 秩父宮記念スポーツ博物館が所蔵する資料を適正に管理するとともに、寄託資料について管理台帳を基に所有権の確認を行う。
すべての寄託資料のうち 50%以上
 - ③ 図書館が所蔵する図書・雑誌のうち、これまでデータリスト化されていない資料については、適正に管理するため、データリスト化を進める。
データリスト化されていない図書・雑誌のうち 50%以上
- (6) 国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の資質向上、安全登山に関する普及啓発及び登山指導者の養成に取り組む。
- ① 高校登山部顧問教員等を対象とした研修会の開催や登山指導者用テキスト等の資料を作成する。また、安全な登山の基礎的な知識や技術に関するセミナーや啓発資料等により、登山指導者や一般登山者への安全登山に関する情報発信を行う。
 - ② 国立登山研修所が開催した平成 29 年度までの主催事業を見直し、新たな枠組みによる登山指導者の育成を図る。

2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項

ハイパフォーマンスセンター（以下「HPC」という。）の機能の整備・充実を図るとともに、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）及び中央競技団体等と連携し、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上を図る。

- (1) JOC及びJPC等と連携し、各中央競技団体がシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう、主

に冬季競技に対して中長期の強化戦略への策定及び改善支援を行う。また、進捗状況の確認、情報提供及び協働チームによるコンサルテーションを通じた課題解決支援等を行い、中央競技団体の強化戦略プランの実効化を支援する。

- (2) JOC、JPC、公益財団法人日本スポーツ協会（公益財団法人日本体育協会から名称変更。以下「JSPO」という。）及び中央競技団体等と連携し、以下のオリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への支援を行う。

＜夏季競技＞ 2020年東京大会、2024年パリ大会 等

＜冬季競技＞ 2022年北京大会、2026年大会 等

- ・有望アスリート海外強化支援
- ・次世代ターゲットスポーツの育成支援
- ・アスリートパスウェイの戦略的支援
- ・女性アスリートの強化支援
- ・ハイパフォーマンス統括人材の育成支援

- (3) JOC、JPC、各中央競技団体等と連携して、協働チームによるコンサルテーション等を通じて課題やニーズを把握し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、スポーツ医・科学、情報の各側面から組織的、総合的、継続的に支援を行う。

- (4) 諸外国のメダル獲得戦略、選手強化方法などのハイパフォーマンスに関する情報を調査、収集、蓄積し、数理統計解析のノウハウ等を用いて分析・評価を行い、各中央競技団体等に対して定期的・継続的に提供するほか、外国の関係機関等との連携を支援することにより、各中央競技団体の強化戦略プランの高度化と実効性の向上を支援する。また、HPC内で保有するアスリートの各種データ（メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等）をシステムで一元的に管理し、有効活用するための分析方法を検討するとともに、トップアスリート及び中央競技団体の利用を促進する。

- (5) オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、アスリートが良好なコンディションで競技を行えるよう、メディカルチェック、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療、HPCの各種機能（スポーツクリニック、宿泊施設、トレーニング施設、ハイパフォーマンス・ジム、栄養・心理相談等）を最大限に活用したアスレティックリハビリテーション等

を行う。

また、JOCの医学サポート部会やJPCの強化委員会、中央競技団体等の強化スタッフと連携し、スポーツ外傷・障害の予防及びコンディショニング等の情報を共有し、アスリートにアドバイスを行う。

- (6) 協働コンサルテーションを通して抽出した中央競技団体等の課題に基づき、HPCネットワーク事業のトータルビジョンをデザインし、本事業および関連するネットワーク事業の連携を図りながらHPCネットワーク事業が総体として効率的に機能するよう連絡・調整する。

地域のスポーツ医・科学センターや大学等の資源を有効活用し、HPCの機能を地域に展開するとともに、HPCにおけるスポーツ医・科学分野の人材育成機能を強化する。

- (7) 2020年東京大会、2022年北京大会を見据えて、国内外の研究機関等との連携を強化しながら、競技研究、主要研究、オリンピック・パラリンピック特別対策プロジェクト研究を中心とした国際競技力向上に資する研究を推進する。さらに、競技用具の機能を向上させる技術等を開発するため、HPCの機能や知見を活用し、中央競技団体、大学、企業等との連携によるプロジェクトを実施する。

なお、研究成果に関しては、支援活動の中で、課題の解決・トレーニングの提案及び効果の検証等に生かすとともに、国内外の学術雑誌への投稿や学会・シンポジウム・研修会等での発表を通して、成果の普及を積極的に推進する。

- (8) 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項

スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。

スポーツ振興基金による助成については、その安定的な運用を図るとともに、スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえ、安定的かつ効果的な助成を行う。

スポーツ振興くじについては、売上の目標を1,100億円とし、その具体的な取組内容はスポーツ振興投票等業務に係る平成30事業年度事業計画（平成30年3月27日付け文部科学大臣認可）によることとする。

(1) スポーツの振興基金による助成については、安定的・計画的な助成に資するとともに、より効果的な助成となるよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行う。

① ニーズ等の把握

助成対象団体に対してアンケートやヒアリングを行い、ニーズ等の把握に努める。

② 助成事業の評価

助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価する。

(2) 助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図る。

(3) 助成金の公正な配分のため、助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定する。

(4) 助成団体等が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図る。

(5) 助成制度の趣旨については、助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への協力等を求めるなどして、普及・浸透を図る。

4 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項

スポーツ・インテグリティの保護・強化について、スポーツにおけるドーピングの防止活動（以下「ドーピング防止活動」という。）並びにスポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集及びモニタリングに取り組む。

(1) ドーピング防止活動については、以下の取組を行う。

① ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為を対象としたインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）に情報提供を行う。

② インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行為の目撃者等

からの情報提供を受け付けるドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。

- ③ インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ（監督・コーチ等）、スポーツ団体役員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADAやスポーツ団体と連携してスポーツ関係者を対象に開催される研修会を通じた広報活動に取り組む。
- ④ 我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集するとともに、JADAやスポーツ団体等への情報提供を通じてインテリジェンス活動に対する理解を促進する。
- ⑤ 日本アンチ・ドーピング規律パネル（外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聴いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関（以下「規律パネル」という。））が独立してアンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持することにより、規律パネルを着実に運用する。また、法律家及び医師等のうちから適切な者を規律パネル委員として任命する。

(2) スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集及びモニタリングについては、以下の取組を行う。

- ① スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の最新の取組・情勢について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁及びスポーツ団体に提供するための体制の構築に向けた検討を行う。
- ② スポーツ団体におけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況をモニタリングするためのアンケート調査等を定期的実施し、その変化を観察・分析する。
- ③ モニタリングの結果をスポーツ団体に提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行い、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの保持又は改善のための取組を促す等によりスポーツ・インテグリティを脅かす事象の発生を未然に防ぐための活動を行う。

5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項

災害共済給付業務の実施においては、公正かつ適切な給付を着実に実施するとともに、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。

また、学校における事故防止のための取組を効果的に支援するため、災害共済給付業務の実施によって得られた災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供するとともに、関係団体との新たな連携・協力体制を構築する。

なお、実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、業務を円滑かつ効果的に実施する。

- (1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。
- ① 審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るため、給付事例のケーススタディ等の統一的な研修を年4回程度実施するとともに、各事務所に配置した研修推進リーダーを中心に専門知識の定着化を図るなど職場研修を計画的に実施する。
 - ② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査専門委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校設置者の協力の下、担当職員による実地調査を行う。
 - ③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。
- (2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対しては、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁との連携・協力の下、未加入施設数の多い地方公共団体を中心に、加入促進の取組（説明会の開催、制度説明チラシの配布などの協力依頼）を行うことにより、同施設の加入率を53%まで増加させる。
- (3) 利用者の利便性の向上や業務の効率化等の改善の促進のため、記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件の内容を精査し、公正かつ適切な給付を確保しつつ、学校の負担軽減にも繋がる改善策を検討する。また、ホームページ、説明会、機関誌等を活用して利用者へより一層の制度周知等を行うことにより、平成29年度の差戻し件数と比較して2%削減する。
- (4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供するとともに、学校現場における活用を促進するため、以下の取組を行う。
- ① 災害共済給付業務から得られた災害事例等を整理・分析した上で、「学校の管理下の災害」を作成し、配布するとともに、「学校事故事例検索データベース」の更新を行う。
 - ② 事故等のデータを学校における事故防止対策に有効に活用できるよう、会議等により収集・蓄積した学校関係者等のニーズに即した情報を分かりやすくまとめ、ホーム

ページ等で提供する。

- ③ 教育委員会及び関係機関が開催する教職員を対象とした研修会等において、事故防止のための情報について周知するとともに、学校安全資料の活用方法の例示等を行う。
 - ④ 学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、活用の実態を把握する。
- (5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、事故防止の留意点を検討するとともに、学校現場における事故防止の取組を支援するため、以下の取組を行う。
- ① 重大事故に繋がる要因分析等については、体育活動中の事故などその時々課題等を踏まえ、「学校災害防止調査研究委員会」において調査・研究課題を選定し、学校における事故防止対策に有用な調査・研究を推進する。また、災害共済給付における実地調査等により事故の詳細情報及び事故後の再発防止策等を収集・蓄積し、事故防止対策の調査研究等に活用する。
 - ② 学校において学校安全資料が効果的に活用できる方法を検討するため、「学校災害防止調査研究委員会」等の委員の協力を得ながら、大学等の研究機関等を含め、学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築する。

6 国内外の情報の分析・提供等に関する事項

我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進に資するため、諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関及び地方公共団体や国内スポーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等の情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に提供する。

- (1) 組織間の連携協力に関する覚書（MOU）を活用したネットワークを構築するとともに、以下の取組により情報収集・分析を効果的に行う。
- ① 2023年ラグビーワールドカップ及び2024年夏季オリンピック・パラリンピック大会開催国であるフランスの政府系スポーツ機関である国立スポーツ体育研究所（INSEP）と継続的な連携を図るため、連携内容を見直し、協定の再調印を行う。
また、諸外国の政府系スポーツ機関等関係者の日本訪問時に、各種ミーティングを行い、情報収集を行う。
 - ② 各国の2020年東京大会事前合宿の機会を活用した地方公共団体との連携によるスポーツ参加促進のためのプロジェクト構築に向けたベストプラクティスを創出するため、MOU締結国と連携する。

- (2) 国連機関、国際団体等と連携・連動しながら、「スポーツと持続可能な開発 (SDGs)」に関する共通指標の開発等に取り組むなど、国際協力分野においてスポーツを通じた国際社会の調和ある発展を国内外に普及させていく。
- (3) ロンドン事務所では在英国日本国大使館をはじめとする在英邦人機関と連携し、2019年ラグビーワールドカップ及び2020年東京大会に向けた活動支援を通じて我が国のスポーツに対する取組を広く発信する。また、英国内外のスポーツ機関との継続的な情報交換及び新規ネットワーク構築に努める。
- (4) アジアスポーツ研究強化拠点連合 (ASIA) のチェアとして、当該組織の戦略立案と、基盤整備・成長を牽引するとともに、合同合宿、アジア大会及びアジアコングレスの開催等の機会を通して、組織の認知向上、メンバーシップ拡大を図る。また、当該プラットフォームを活用して、国内スポーツ機関とアジア各国のスポーツ機関との連携活動の促進を支援する。
- (5) 地方公共団体との連携協定 (JAPAN SPORT NETWORK (以下「JSN」という。)) に基づく取組として、参加している地方公共団体へのメール配信やセミナーの開催等により、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の取組・動向に関する情報提供を行うとともに、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働の推進に資するため、参加している地方公共団体と協力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関する調査研究を行う。
- (6) 生涯にわたるスポーツ実施の阻害要因を踏まえたスポーツ参加の脱落防止や継続促進に関わる情報、働き世代や子育て世代等、ライフスタイルやライフイベントにおいてスポーツ参加が困難なスポーツ未実施者のスポーツ参加に関わる情報、国内外におけるスポーツを通じた社会活性化や国際交流・国際貢献等に関わる情報を収集し、その特徴や傾向を分析する。
- 情報の収集に当たっては、ウェブサイト、国内外各種メディア、学術誌、ソーシャルメディア等の公開情報を活用するほか、国内外会議・ミーティング・学会等での調査・情報収集を行う。また、スポーツ参加促進等に関わる施策の実効性を高めるための真因 (インサイト) 調査を行う。
- (7) オープンソース及び国際イベント等において、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟等の国際スポーツ界の最新の取組・動向に関する情報を収集・分析する。
- 各国の国際力を比較検証するための評価指標開発に向け、各国の国際競技連盟等役

員ポスト保持者数及び国際イベント開催数に関する情報を収集・分析し、データベース化するとともに、スポーツ庁等に分析結果を提供する。

- (8) 上記(1)から(7)までの活動を通して年間100件以上の情報を収集・分析する。
収集・分析した情報は、メール等の媒体を通じて、スポーツ関係者や地方公共団体関係者、JSC内関係部署等に対して適時提供する。また、スポーツ庁との定期的なミーティング(国際スポーツラウンジ等)において国際スポーツ機関の動向に関する情報提供を行うとともに、スポーツ国際戦略の策定及び推進に寄与することを目的に、スポーツ庁が設置する有識者会議や部会等で情報提供を行う。
- (9) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているか、スポーツ庁や地方公共団体、スポーツ関係団体等を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施し、80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。また、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の内容や方法を検討する。

7 共通的事項

上記の1から6までに掲げる各事業について、国民の理解促進及び業務の透明性確保の観点から、マスメディア、ホームページ及びソーシャルメディア等を活用し、適時適切な情報発信を展開する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期計画に定めた削減率の達成を目指すため、以下の取組により業務の効率化を推進する。

- (1) 既存業務の必要性・効率性・有効性について、業務実績に関する主務大臣の評価結果や国の政策・施策の動向等を踏まえて点検・評価を行い、業務の見直し・効率化を行う。
- (2) 他法人とコピー用紙の共同調達を実施する。また、間接業務の共同実施については、既に取り組んでいる独立行政法人にヒアリングすることなどにより、実施が可能な対象業務、費用対効果、具体的な方法等について検討を行い、実施が可能か判断するための基礎情報を整理する。
- (3) 事務処理の効率化を図ることを目的として、電子決裁システムの導入を検討するため、既に導入している他法人等へのヒアリング、製品調査等の情報収集、課題の洗い出し、システムに求める機能等の整理を行い、導入の可否を判断するための準備を進

める。また、法人全体に共通する業務のうち ICT 化できるものを洗い出し、効率化に資する方策を検討し、実現可能性を検証するための情報収集を行う。

(4) 外部有識者で構成する「運営点検会議」を年 3 回実施し、内部統制の推進状況や課題、業務の取組状況等について具体的な課題についても議題に取り上げて意見交換を行うとともに、その結果を法人の業務運営及び組織の見直しを活用するため、運営点検会議で出された意見、指摘については、内部統制委員会や役員会等において審議し、見直しに向けての取組を実施する。

(5) 中期目標における重要度、難易度を考慮した上で、既存業務の点検・評価等による業務の見直しを行い、2020 年東京大会等の大規模国際大会が我が国で開催されることを踏まえ、一般管理費及び事業費を効率的に執行する。

(6) 平成 30 年度中に策定する人員計画に基づき人件費管理を行う。

(7) 給与水準については、国家公務員の水準を十分考慮した上で、法人の給与水準の検証を行い、必要な場合は制度等の見直しを行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況をホームページに公表する。

(8) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとする。調達に当たっては、原則として一般競争入札等によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。

また、契約監視委員会による審議及び監事による監査を受け、適正化の取組状況をホームページにより公表する。

(9) 内部規程については、網羅的かつ効率的に見直すため、内部規程一覧、作業計画フォーマットを作成した上で、各規程の所掌部署が具体的な計画を作成する。また、その計画に基づき、規程内容の確認及び改正作業を順次実施する。

業務マニュアルについては、平成 29 年 2 月に作成した「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務マニュアル整備方針」に定めた業務マニュアルの点検・更新と併せて、業務マニュアルの内容を確認し、必要に応じて更新、改正作業を実施する。

(10) 資産の適切かつ効率的な管理を行うため、固定資産及び物品管理部署を対象とした研修を実施するとともに、体制や規程等の見直しを行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1 予算の適切な管理と効率的な執行等

- (1) 業務成果の最大化を実現するため、既存業務の必要性・効率性・有効性についての点検・評価を踏まえた適切な予算配賦について、役員会で審議し決定する。

また、予算管理担当部署において、予算の執行状況の一元的な管理や、予算配賦の見直しを年2回程度行うことなどにより、予算を計画的・効率的に執行し、運営費交付金の残高に留意するとともに、その解消を図る。

あわせて、次年度以降の効果的な予算配賦に資するため、予算配賦の見直し等において情報の収集・分析を行う。

- (2) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。

2 自己収入の拡大

自己収入について、中期計画に定めた目標を達成するため多様な財源の確保に努め、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、中期目標期間中に着実に検討が進められるようロードマップを作成し、以下の取組を行う。

- (1) スポーツ施設について、更なる利用促進に向けた取組を行うとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を検証し、適正な利用料金を設定する。

- (2) インターネットを通じた新たな寄附金の獲得方策について、他の独立行政法人や地方公共団体等の事例や費用対効果について、過去の先行調査事例も踏まえて横断的に調査する。加えて、スポーツ振興くじやJ S N等の幅広いネットワーク等J S Cが有する資源を有効に活用する方策を検討する。導入に当たっては、目標額やその用途など、J S Cの経営方針に合致する内容を検討する。

- (3) ネーミングライツの導入が行われていない施設への導入可能性について、類似施設の情報収集及び効果・影響の検証等を踏まえて検討するとともに、多様な財源確保の観点から他の独立行政法人や地方公共団体等の事例について横断的に調査し、有効な施策について検討する。

3 平成30年度の予算（人件費の見積りを含む。）

- (1) 災害共済給付勘定 別表－１のとおり
- (2) 免責特約勘定 別表－２のとおり
- (3) 特定業務勘定 別表－３のとおり
- (4) 一般勘定 別表－４のとおり

4 平成 30 年度の収支計画

- (1) 災害共済給付勘定 別表－５のとおり
- (2) 免責特約勘定 別表－６のとおり
- (3) 特定業務勘定 別表－７のとおり
- (4) 一般勘定 別表－８のとおり

5 平成 30 年度の資金計画

- (1) 災害共済給付勘定 別表－９のとおり
- (2) 免責特約勘定 別表－10のとおり
- (3) 特定業務勘定 別表－11のとおり
- (4) 一般勘定 別表－12のとおり

IV 短期借入金の限度額

業務運営上必要な短期借入金の限度額は、10 億円とする。

V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

スポーツ振興基金に充てるため政府が出資した金額については、「スポーツ振興基金の取扱いについて」（平成 27 年 9 月 3 日付け 27 文科ス第 349 号）に基づき、25 億円を国庫納付する。

VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。

- (1) スポーツ施設の保守・改修
- (2) スポーツ振興基金助成事業の充実
- (3) 情報システム関連の整備
- (4) 人材育成
- (5) 職場環境の改善
- (6) 広報、成果の普及・啓発

(7) 主催事業及び調査研究事業の充実

Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 長期的視野に立った施設整備の実施

長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、計画的な整備を行うとともに、整備・修繕計画については、随時の更新を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行うとともに、バリアフリーへの対応等を図る。

(別表-13を参照)

(1) 新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」に基づき、引き続き、関係機関との適切な連携・協議を図りながら、着実に推進する。また、「新国立競技場整備に係る財政負担について」に基づき、スポーツ振興くじの売上確保等により必要な財源を確保する。その際、新国立競技場整備計画経緯検証委員会報告書等を踏まえて整備したプロジェクト推進体制及びスポークス体制の下、以下の取組を実施する。

- ① 専門人材の配置等による体制の強化
- ② 「新国立競技場の整備計画」において設定された工期、コストの上限に基づくマネジメントの実施
- ③ 定例的なマスメディア向けブリーフィングの実施、ホームページを通じた適時適切な情報発信などによるプロセスの透明性の向上
- ④ 関係閣僚会議の点検を受けるための、整備の進捗状況の報告

(2) 施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることに鑑み、国民の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化による維持管理等に係る中長期的な財政支出の低減を図る観点から平成 29 年 3 月に策定した「独立行政法人日本スポーツ振興センターインフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、利用者の安全・安心な施設環境の提供を第一に、施設の管理・運営を行う。また、取組の進捗状況を把握し、課題の整理と解決方策等の検討を行い、計画をフォローアップする。加えて、平成 32 年度末までの「個別施設計画」の策定に向けたロードマップを作成し、検討を進めるとともに、計画的に施設整備を推進する体制の整備を進める。

(3) 利用者本位の立場から施設整備を進めるため、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握し、対応可能なものから整備する。

2 内部統制の強化

内部統制については、法令等を遵守しつつ業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、JSC内の内部統制委員会において内部統制アクションプランの策定及び進捗確認を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。

- (1) 業務運営に係る経営方針の明確化するため、以下の取組を行う。
 - ① 年度初めに理事長による平成 30 年度の業務運営に係る方針の説明会を開催することにより経営方針の明確化と浸透を図るとともに、役員と職員の意見交換の場を設けるなど、JSCの基本理念、運営方針及び役職員の行動指針の周知徹底を図る。
 - ② 役員会に付議すべき事項に基づき重要事項に関して役員会において審議・報告を行い、適切かつ迅速な意思決定を行う。

- (2) 内部統制に対する職員への理解促進を図るための取組を通じて内部統制の重要性について浸透を図るとともに、職員の意識調査を年 1 回行い、その結果を踏まえ各部署へのヒアリング等による状況把握を行い、次年度の取組につなげる。

- (3) 業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかモニタリングするとともに、業務実施状況の自己評価を以下のとおり実施する。
 - ① 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で平成 30 年度の監査計画を作成する。同計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促す。また、平成 29 年度の監査の結果により是正又は改善を促した事項があれば、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。
 - ② 定期的なミーティング等により業務の進捗を役員に適時報告するとともに、各部においては理事への定期的な業務報告を行うとともに、理事長を長としたJSC内部の自己評価委員会において業務実施状況の進行管理を行い、それに基づいて年度計画の達成状況について自己評価を行う。

- (4) 内部統制強化に関する 5 年間を見据えた基本方針を作成する。あわせて平成 30 年度のアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、アクションプランに記載した事項を着実に実施するとともに、内部統制委員会において定期的に進捗状況の確認することなどにより、必要な改善に計画的に取り組む。

- (5) リスク管理・危機対応については、リスク管理委員会を中心として、前年度のアクションプログラムの取組状況の検証・モニタリング結果を踏まえ、平成 30 年度のリスク管理基本計画及びアクションプログラムを策定し、リスク対策を着実に実施する。

3 適正な人員配置等

スポーツ基本法・スポーツ基本計画等に基づくJSCの役割を踏まえ、組織の機能を向上させるよう、適正な人員配置を行うため、以下の取組を行う。

(1) 平成30年度中に、平成25年度にJSC内で整理した「人事・人材育成の基本的な考え方」を念頭においた中長期的視野に立った人員計画を作成し、次の採用・育成等の取組を行う。

- ① 既存業務の点検により整理された業務の優先度等を踏まえ、中期目標期間中に行う業務を着実かつ効率的に推進するため、中長期的視野に立った人員計画を策定し、状況に応じた柔軟な見直しを図る。
- ② 職員の採用は、総人件費の抑制に留意した計画的な採用を行う一方、研究・支援や施設運営等の多様な業務に必要な優れた人材を確保するため、人事交流、専門的分野での個別試験、内部登用試験等による採用方法の複線化を図る。
- ③ 人員計画及び採用計画を踏まえ、特に今中期目標期間の業務のうち優先度の高いとされた業務を着実に推進するため、専門的知識を有する外部人材を配置するなど、必要な体制を整備する。

(2) 平成30年度中に策定する中長期的視野に立った人員計画に加え、超過勤務時間の調査や、各部等における固有の状況を把握するためのヒアリングを通じて、業務量を随時検証し、必要に応じた組織体制及び定員配置の見直しを行う。

(3) 業務を効果的、効率的に実施するため「人事・人材育成の基本的な考え方」に基づき、JSCを取り巻く環境・情勢の理解、職階に応じた知識の獲得などの研修を実施する。平成30年度においては、中期計画・目標の確実な実施に向けて必要な研修を整理し、予算状況も踏まえ、早期に年間研修計画を立て計画的に研修を実施する。

(4) JSCにおいて定めた「男女共同参画基本方針」(平成24年3月22日制定)に基づき目標を達成するため、女性職員の採用促進・役職登用等の男女共同参画の推進に努め、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した行動計画により女性の長期的な活躍に向けた取組を推進する。

また、ハラスメント、メンタルヘルスについては相談・サポート体制の充実を図る。特にメンタルヘルスに対する取組として、産業医による健康診断及びストレスチェックの診断結果の一元管理が行えるよう整備し、必要に応じてサポートができる体制を整える。

加えて、組織的な対応として策定した職場復帰支援プログラムの周知と円滑な職場

復帰の支援に対する理解、ハラスメントに対する意識向上を図るための研修等を実施する。

4 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。

- (1) 情報セキュリティレベルを高めるため、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー（「独立行政法人日本スポーツ振興センター情報セキュリティ管理運用細則」）等の関係規程を適切に見直すとともに、役職員の理解を促進するための手引書を作成する。
- (2) 全ての職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。また、研修後にアンケート調査を実施し、理解度を測定するとともに研修内容の改善及び充実を図る。
- (3) 情報セキュリティに関する業務に従事する職員の専門性を高めるため、政府系機関主催の研修会等に職員を参加させる。
- (4) 平成 29 年度に実施された外部機関によるセキュリティマネジメント監査で指摘された事項等を基に平成 30 年度の「情報セキュリティ対策推進計画」を立案し、改善策を実行する。また、当該改善策の実施状況に関する情報セキュリティ監査の結果を踏まえ、さらなる改善に資する事項を次年度の「情報セキュリティ対策推進計画」等に反映させるなどにより、情報セキュリティ対策の改善を促進する。

5 中期目標の期間を超える債務負担行為

中期目標期間を超える債務負担として、次のものについて行う。

- ・ 特定業務における経費の支払に係る長期借入金の一部

6 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）に定める業務の財源に充てる。

【別表－１】

平成３０年度 年度計画予算(災害共済給付勘定(災害共済給付及び学校安全支援事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
災害共済給付補助金	2,134
共済掛金収入	15,971
免責特約勘定より受入	291
利息収入	1
計	18,398
[支 出]	
給付金	18,511
一般勘定繰入金	300
計	18,811

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－２】

平成３０年度 年度計画予算(免責特約勘定(災害共済給付及び学校安全支援事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
共済掛金収入	398
利息収入	1
計	399
[支 出]	
災害共済給付勘定へ繰入	291
一般勘定繰入金	24
計	315

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表-3】

平成30年度 年度計画予算(特定業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	新国立 競技場 整備事業	スポーツ 施設運営 事業	国際競技力 向上事業	合 計
[収 入]				
投票勘定より受入	11,000			11,000
特定業務特別準備金戻入	15,707			15,707
長期借入金等	56,410	11,350	4,670	72,430
都道府県整備費負担金	1,500			1,500
計	84,617	11,350	4,670	100,637
[支 出]				
業務経費	65,497	8,131		73,628
うち、 新国立競技場整備事業費	65,497			65,497
国立代々木競技場耐震改修等工事費		8,131		8,131
特定業務特別準備金繰入	11,000			11,000
事業外支出	2,350	770	4,670	7,790
うち、 借入金等償還	1,390	590	4,670	6,650
支払利息	960	180		1,140
計	78,847	8,901	4,670	92,418

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 年度計画予算(一般勘定)

【別表一4】

(単位：百万円)

区分	スポーツ施設運営事業	国際競技力向上事業	スポーツ振興助成事業	スポーツ・インテグリティの推進・強化事業	災害共済給付及び学校安全支援事業	情報の分析・提供事業	新国立競技場整備事業	法人共通	合計
[収入]	567	4,123	8,133 226	63	1,258	198	505	973	15,820 226
運営費交付金									
基金運用収入	458								458
国立競技場運営収入									410
国立スポーツ科学センター運営収入		410							410
ナショナルトレーニングセンター運営収入	1	531							531
国立登山研修所運営収入	60	30			0			195	1
スポーツ及び健康教育普及事業収入		2,209			40	200		444	22
受託事業収入						2			300
寄附金収入					300				24
営業外収入	14				24				1
災害共済給付勘定受入金								0	2
免責特約勘定受入金								2	1
利息収入								0	2
その他収入								2	818
前中期目標期間繰越積立金取崩額									21,805
計	1,101	7,303	9,198 818	63	1,622	400	505	1,613	
[支出]									
業務経費	1,101	5,093	9,157	63	1,442	199	504	175	17,733
うち、	255	951	56	9	959	137	504	175	3,045
人件費(事業系)	715	1,652							715
国立競技場運営費		810							810
国立スポーツ科学センター運営費									44
ナショナルトレーニングセンター運営費	44								44
国立登山研修所運営費									1,368
スポーツ振興基金事業費		1,639							9,372
競技力向上事業費									54
スポーツ及び健康教育普及事業費	86	41	7,733	54	483	62		195	672
受託事業費		2,209			40	200	1	1,171	2,644
一般管理費	0	1	41	0	140	0		715	1,354
うち、					140	0	1	456	715
人件費(管理系)	0	1	41	0				74	640
物件費									74
予備費									
計	1,101	7,303	9,198	63	1,622	400	505	1,613	21,805

【注記】

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－５】

平成３０年度 年度計画収支計画(災害共済給付勘定(災害共済給付及び学校安全支援事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	18,811
経常費用	18,811
給付金	18,511
一般勘定繰入金	300
収益の部	18,398
経常収益	18,398
災害共済給付補助金収益	2,134
共済掛金収入	15,971
免責特約勘定より受入	291
財務収益	1
純損失	413
総損失	413

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表-6】

平成30年度 年度計画収支計画(免責特約勘定(災害共済給付及び学校安全支援事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	315
経常費用	315
災害共済給付勘定へ繰入	291
一般勘定繰入金	24
収益の部	399
経常収益	399
共済掛金収入	398
財務収益	1
純利益	84
総利益	84

〔注記〕

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－７】

平成３０年度 年度計画収支計画(特定業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	新国立 競技場 整備事業	スポーツ 施設運営 事業	国際競技力 向上事業	合 計
費用の部	12,598	220	-	12,818
経常費用	1,598	220		1,818
業務経費	638	40		678
財務費用	960	180		1,140
臨時損失	11,000			11,000
収益の部	26,707		-	26,707
経常収益	11,000			11,000
投票勘定より受入	11,000			11,000
臨時利益	15,707			15,707
純利益	14,108	△ 220	-	13,888
総利益	14,108	△ 220	-	13,888

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 年度計画収支計画(一般勘定)

【別表-8】

(単位：百万円)

区 分	スポーツ施設運営事業	国際競争力向上事業	スポーツ振興助成事業	スポーツ・イノベーションの保護・強化事業	災害共済給付及び学校安全支援事業	情報の分析・提供事業	新国立競技場整備事業	法人共通	合計
費用の部									
経常費用	1,165	7,713	9,198	63	1,730	400	505	1,632	22,405
業務経費	1,165	7,713	9,198	63	1,730	400	505	1,632	22,405
委託事業費	1,164	5,503	9,198	63	1,670	199	504	234	18,535
一般管理費	0	2,209	0	0	40	200	1	195	2,644
財務費用	0	1	0	0	19	0	1	1,203	1,224
	0	0	0	0	1	0	1	1	2
収益の部									
経常収益	1,165	7,715	8,382	63	1,731	400	505	1,632	21,583
運営費交付金収益	1,165	7,715	8,382	63	1,731	400	505	1,632	21,583
国立競技場運営収入	1,165	7,715	8,382	63	1,731	400	505	1,632	21,583
国立スポーツ科学センター運営収入	567	4,123	8,133	63	1,258	198	505	973	15,820
ナショナルトレーニングセンター運営収入	458	410							458
国立登山研修所運営収入	1	531							410
スポーツ及び健康教育普及事業収入	1								531
利息及び配当金収入	60	30	228		0	200		195	1
受託事業収入		2,209			40				228
災害共済給付勘定受入金収益					321				321
免責特約勘定受入金収益					24				24
寄附金収益	62	391	21		87	2		19	559
資産見返運営費交付金戻入		13						0	22
資産見返研究設備整備補助金戻入	2	9	0					0	13
資産見返寄附金戻入	14							445	11
雑益									1
純利益	1	2	△ 817	-	0	-	-	1	△ 813
前中期目標期間繰越積立金取崩額			818						818
総利益	1	2	1	-	0	-	-	1	5

【注記】 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－９】

平成３０年度 年度計画資金計画(災害共済給付勘定(災害共済給付及び学校安全支援事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	55,962
業務活動による支出	18,811
投資活動による支出	37,094
次年度への繰越金	58
資金収入	55,962
業務活動による収入	18,398
共済掛金収入	15,971
免責特約勘定より受入による収入	291
補助金等収入	2,134
利息及び配当金の受取額	1
投資活動による収入	37,166
定期預金の払戻しによる収入	34,366
有価証券の償還による収入	2,800
前期中期目標期間よりの繰越金	399

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表-10】

平成30年度 年度計画資金計画(免責特約勘定(災害共済給付及び学校安全支援事業))

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,487
業務活動による支出	315
投資活動による支出	7,500
次年度への繰越金	672
資金収入	8,487
業務活動による収入	399
共済掛金収入	398
利息及び配当金の受取額	1
投資活動による収入	7,600
定期預金の払戻しによる収入	3,000
有価証券の償還による収入	4,600
前期中期目標期間よりの繰越金	488

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－１１】

平成３０年度 年度計画資金計画(特定業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	新国立 競技場 整備事業	スポーツ 施設運営 事業	国際競技力 向上事業	合 計
資金支出	73,109	11,350	4,670	89,129
業務活動による支出	1,598	220		1,818
投資活動による支出	64,859	8,091		72,949
財務活動による支出	1,390	590	4,670	6,650
次年度への繰越金	5,262	2,449		7,711
資金収入	73,109	11,350	4,670	89,129
業務活動による収入	12,500			12,500
投票勘定より受入による収入	11,000			11,000
その他の収入	1,500			1,500
財務活動による収入	56,410	11,350	4,670	72,430
短期借入れによる収入		770	4,670	5,440
長期借入れによる収入	56,410	10,580		66,990
前期中期目標期間よりの繰越金	4,199			4,199

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－１２】

平成３０年度 年度計画資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	スポーツ施設運営事業	国際競技力向上事業	スポーツ振興助成事業	スポーツ・インターネットの保護・強化事業	災害共済給付及び学校安全支援事業	情報の分析・提供事業	新国立競技場整備事業	法人共通	合計
資金支出									
業務活動による支出	1,101	7,303	13,100	63	1,622	400	505	25,526	49,619
投資活動による支出	1,101	7,296	10,598	63	1,586	400	505	2,112	23,660
財務活動による支出	0	7	2,500		36			14	2,557
次年度への繰越金			2						2
資金収入									
業務活動による収入	1,101	7,303	13,100	63	1,622	400	505	25,526	49,619
運営費交付金収入	1,101	7,303	12,280	63	1,622	400	505	1,613	24,887
受託事業収入	567	4,123	8,133	63	1,258	198	505	973	15,820
国立競技場の運営による収入	458	2,209			40	200		195	2,644
国立スポーツ科学センターの運営による収入		410							410
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	1	531							531
国立登山研修所の運営による収入	60	30			0				1
スポーツ及び健康教育普及事業による収入			226						90
基金業務における利息及び配当金収入			1,400						226
基金業務における定期預金の払戻しによる収入			2,500						1,400
基金業務における有価証券の売却による収入					300				2,500
災害共済給付勘定受入金による収入					24				300
免責特約勘定受入金による収入									24
寄附金収入			21						22
その他の収入						2			22
利息及び配当金の受取額	14		0					445	460
投資活動による収入								0	1
定期預金の払戻しによる収入								23,400	23,400
財務活動による収入								23,400	23,400
民間出えん金の受入による収入			2						2
前期中期目標期間よりの繰越金			818					513	1,330

【注記】

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成３０年度施設整備・管理の実施

施設整備の内容	予定額(百万円)	財源
-	-	-

〔注記〕

業務の実施状況、施設・設備の老朽化度合い等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。

新国立競技場の整備その他の関連経費のコストは、「新国立競技場の整備計画」に基づけば、平成29年度に引き続き、竣工までにスタジアム本体・周辺整備155,000百万円、設計・監理等4,000百万円、解体工事費5,500百万円、日本青年館・JSC本部移転経費17,400百万円、埋蔵文化財調査費1,400百万円が見込まれる。

なお、そのほか、通信・セキュリティ関連機器、什器等の費用が別途見込まれる。

この財源については、「新国立競技場整備に係る財政負担について」に基づき、国の負担、スポーツ振興くじの特定金額及び東京都の負担により賄うこととしている。